

(例規 98)

昭和 46 年 9 月 3 日
陸幕輸第 54 号

改正 昭和 52 年 9 月 8 日陸幕輸第 61 号	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号	平成 3 年 11 月 27 日陸幕輸第 101 号
平成 6 年 4 月 20 日陸幕輸第 41 号	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 23 年 6 月 14 日陸幕装計第 199 号	平成 30 年 3 月 26 日陸幕装計第 147 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

陸上自衛隊の自動車の教習施設の指定等について（通達）
（輸定第 203 号）

標記について、下記により実施されたい。

なお、42.10.12 陸幕輸第 69 号「陸上自衛隊の大型自動車の教習施設の指定等について（通達）」（例規 98）及び 44.5.30 陸幕輸第 35 号「指定自動車教習所における教習課程の制定に伴う経過措置について（通達）」は廃止する。

記

1 陸上自衛隊の教習施設

陸上自衛隊の大型自動車の教習施設は、陸上自衛隊の部隊及び機関に設置されている施設で次に掲げるものとする。

(1) 指定自動車教習所

道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所

(2) 未指定自動車教習所

前号以外の自動車教習所であって、次の基準に適合し、陸上幕僚長が当該教習施設として定めたもの

ア 指定自動車教習所に準じて、技能教習を実施できる教習施設を有すること。

ただし、コース路面の舗装を要しない。

イ 指定自動車教習所に準じて、学科教習及び技能教習を実施できる教育能力を有すること。

2 未指定自動車教習所の管理

陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長（以下「陸上総隊司令官等」という。）は、前項第2号に定める未指定自動車教習所の管理運営を担当する部隊等の長（以下「教習所管理部隊長」という。）を指定するものとする。

3 教習施設の新設等の処置

- (1) 陸上総隊司令官等は、指定自動車教習所又は未指定自動車教習所を設置運営することが必要な場合には、当該教習施設を必要とする理由、設置場所、教習施設の規模及び年間教育所要と年間教育能力等、また廃止する場合には、当該教習施設を廃止する理由、廃止後の教習体制、跡地利用の計画等、それぞれ所要の資料を添えて、陸上幕僚長（人事教育部長気付）に対し、教習施設の設置運営又は廃止の申請を行うものとする。

なお、教習施設の新設等に当たっては、教習施設を集約し、教育効率の向上と教育の合理化に留意するものとする。

- (2) 未指定自動車教習所が、指定自動車教習所として指定を受ける必要のある場合は、前号に準ずる処置を行うものとする。

4 技能教習及び技能検定等の実施要領

- (1) 指定自動車教習所における操縦教育

ア 大型自動車の操縦教育は、道路交通法施行規則（以下「規則」という。）

第33条に定める技能教習等の基準のほか、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達別冊第2「特技等教育訓練基準」の陸士特技課程「装輪操縦」に基づき実施するものとする。

イ 大型自動車以外の操縦教育は、規則第33条に定める技能教習等に基づき実施するものとする。

- (2) 未指定自動車教習所における操縦教育

指定自動車教習所の教育要領に準じて行うものとする。

- (3) 仮免許にかかわる技能試験等又は修了検定等の実施については、指定自動車教習所の管理者（道路交通法施行令第35条第1項に規定する管理者をいう。）又は教習所管理部隊長がそれぞれ計画実施するものとする。

なお、仮免許制度の活用による路上操縦の実施及び個人の進捗の評価記録等、教習管理を適切に行うものとする。

5 報告

陸上総隊司令官等は、年度ごとの自動車運転免許等取得状況を別紙の様式により、翌年度5月20日までに陸上幕僚長宛報告（1部）するものとする。

自動車運転免許等取得状況表（ 年度）（その1）

部隊	種別 階級 教習所	大型免許					けん引免許					大型特殊免許（装軌限定）					普通免許				
		幹部	准尉 陸曹	陸士	その他	計	幹部	准尉 陸曹	陸士	その他	計	幹部	准尉 陸曹	陸士	その他	計	幹部	准尉 陸曹	陸士	その他	計
	小計																				

	小計																				
	小計																				
	合計																				

（規格：A列4番）

自動車運転免許等取得状況表（ 年度）（その2）

部隊	種別 階級 教習所	自 動 二 輪 免 許					指 導 員 等			備 考
		幹部	准尉 陸曹	陸士	その他	計	検定員	教習指導員	計	
	小 計									
	小 計									
	小 計									
合 計										

(規格：A列4番)

記載要領：

- 1 方面隊にあつては師団、旅団及び方面直轄部隊に区分し、その他の部隊にあつては方面隊に準ずるものとする。
- 2 教習所は、教習所名を記入し、教習所以外の部隊等において、公安委員会の主張試験等により取得したものについては、部隊等名を記入する。
- 3 大型特殊免許欄の（ ）は、装軌限定免許取得者とし内数とする。
- 4 階級の「その他」は、海・空自衛隊、防衛大学校等からの受託教育について記入する。